

KISER Discussion Paper Series No.19

2010/07

税制改革による格差是正策の検討

鈴木善充

(財) 関西社会経済研究所研究員

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、(財) 関西社会経済研究所の公式見解を示すものではない。

# 税制改革による格差是正策の検討<sup>1</sup>

鈴木善充<sup>2</sup>

(財)関西社会経済研究所研究員

## 【要旨】

本稿では、鳩山政権において検討されている累進税率表の強化、給付付き税額控除の導入などの格差是正策の必要性について検証をおこなった。本稿で得られた結果は以下の通りである。

第一に、所得税の最高税率を現行から50%に上昇させるという税制改革（ケースⅠ）と80代の抜本的税制改革以前の累進税率表に戻すという税制改革（ケースⅡ）をシミュレーションした。シミュレーションの結果から、ケースⅠは現行制度と比較して最高税率が適用される所得階級にしか影響がないので再分配係数については0.002ポイントの増加に留まる。ケースⅡでは所得階層中間層の税収シェアが増すことから再分配係数が現行と比較して0.01ポイント増加することがわかった。なお、増収規模はケースⅠが0.83兆円であり、ケースⅡが7.21兆円となった。

第二に、アメリカとカナダで実施されている給付付き税額控除を参考にして、日本で導入した場合をシミュレーション分析した。我が国でアメリカ型（子なし）の給付付き税額控除を導入すると、給付に必要な額は約1,000億円という試算結果を得た。この所得税改革案は規模としては極めて小さい。家計負担や再分配効果は極めて小さいと予測される。

次にカナダ型の給付付き税額控除をシミュレーションした。シミュレーション結果によると、超過減額率5%の消費税額控除をおこなうと、再分配係数がプラス0.40%となり、消費税増税によって税収が確保され、所得再分配効果が得られることがわかった。

JEL Classification: D31,H24

Keywords:所得税,消費税,給付付き税額控除,所得再分配

<sup>1</sup> 本稿は、(財)関西社会経済研究所の研究プロジェクトである「抜本的税財政改革研究会」での研究報告の一部に加筆と修正をおこなったものである。研究会においては、橋本恭之教授（関西大学）、日高政浩教授（大阪学院大学）、真鍋雅史特任研究員（大阪大学）、入江啓彰研究員（関西社会経済研究所）、武者加苗研究員（関西社会経済研究所）より多くの助言とコメントを頂いた。記して感謝したい。

<sup>2</sup> 連絡先：oh-s@kiser.or.jp

## 1. はじめに

2009年9月に発足した民主党主体の連立政権（以下、現政権と略称する）では、格差是正に取り組む姿勢をみせている。過去の政権である小泉政権下に実施された規制緩和により、製造業への労働者派遣が認められたこと、三位一体改革に伴う交付税削減が地方経済を疲弊させ、地方の雇用環境を悪化させたことなどが格差拡大の原因だとも言われている<sup>3</sup>。このような課税前所得格差の拡大に加えて、所得再分配効果も低下してきたと言われている。日本では、1986年の抜本的税制改革以降、所得税の累進税率表のフラット化が実施されてきたことに伴い、所得税の再分配効果が低下してきたというわけだ。

民主党のマニフェストの詳細版である『政策集 INDEX 2009』においては、「相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、税額控除、手当、給付付き税額控除への切り替えを行い、下への格差拡大を食い止めます。」とし<sup>4</sup>、給付付き税額控除については、「生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて、①基礎控除に替わり「低所得者に対する生活支援を行う給付付き税額控除」②消費税の逆進性緩和対策として、基礎的な消費支出にかかる消費税相当額を一律に税額控除し、控除しきれない部分については給付をする「給付付き消費税額控除」③就労への動機付けのため、就労時間の伸びに合わせて「給付付き税額控除」の額を増額させ、就労による収入以上に実収入が大きく伸びる形で「就労を促進する給付付き税額控除」——のいずれかの目的若しくはその組み合わせの形で導入することを検討します。」としている<sup>5</sup>。

本稿の目的は、現政権において検討されている累進税率表の強化、給付付き税額控除の導入などの格差是正策が本当に必要かどうかを検証することである。

## 2. 格差の現状と推移

### 2.1 所得格差の現状と推移

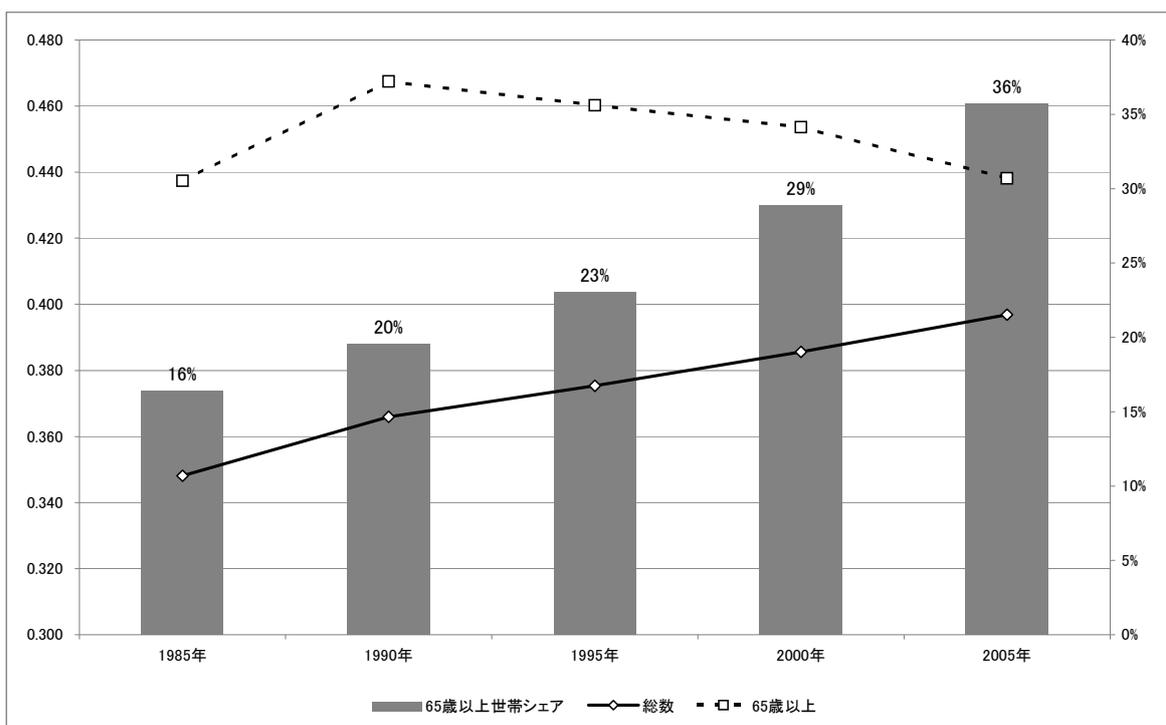
まず、所得格差の現状と推移からみていこう。図1は、『国民生活基礎調査』により計測したジニ係数の推移を描いたものである。この図では、全世帯と高齢者世帯のジニ係数

<sup>3</sup> ただし、『国民生活基礎調査（平成19年版）』によると、小泉政権が誕生した2001年の当初所得におけるジニ係数は、0.3965であるのに対して、小泉内閣が退陣した2006年の当初所得におけるジニ係数は0.3981となっており、小泉政権下での格差拡大の度合いはそれほど大きくない。

<sup>4</sup> 民主党（2009）19ページ、40行目から引用。

<sup>5</sup> 民主党（2009）20ページ、2行目から引用。

が描かれている<sup>6</sup>。1985年の全世帯のジニ係数は、0.348であったのに対して、2005年のジニ係数は0.397となっている。この近年における所得格差拡大の原因のひとつ考えられるのが人口の高齢化である。高齢者世帯と全世帯のジニ係数を比較すると、高齢者世帯のジニ係数のほうが高くなっている。たとえば、2005年については、高齢者世帯のジニ係数は0.438となっており、全世帯の0.397よりも大きくなっている。人口が高齢化するにつれて、より所得格差が大きい高齢者の比率が高まることで、全世帯のジニ係数が上昇していくというわけだ。ただし、高齢者世帯のジニ係数は、近年低下傾向が見られる。たとえば1995年の高齢者世帯のジニ係数は0.460であったのに対して、2005年の高齢者世帯のジニ係数は0.438となっている。この低下の原因には、高齢者世帯の所得に占める年金収入の比率の上昇などが考えられる。



出所：厚生労働省『国民生活基礎調査』各年版より作成<sup>7</sup>。

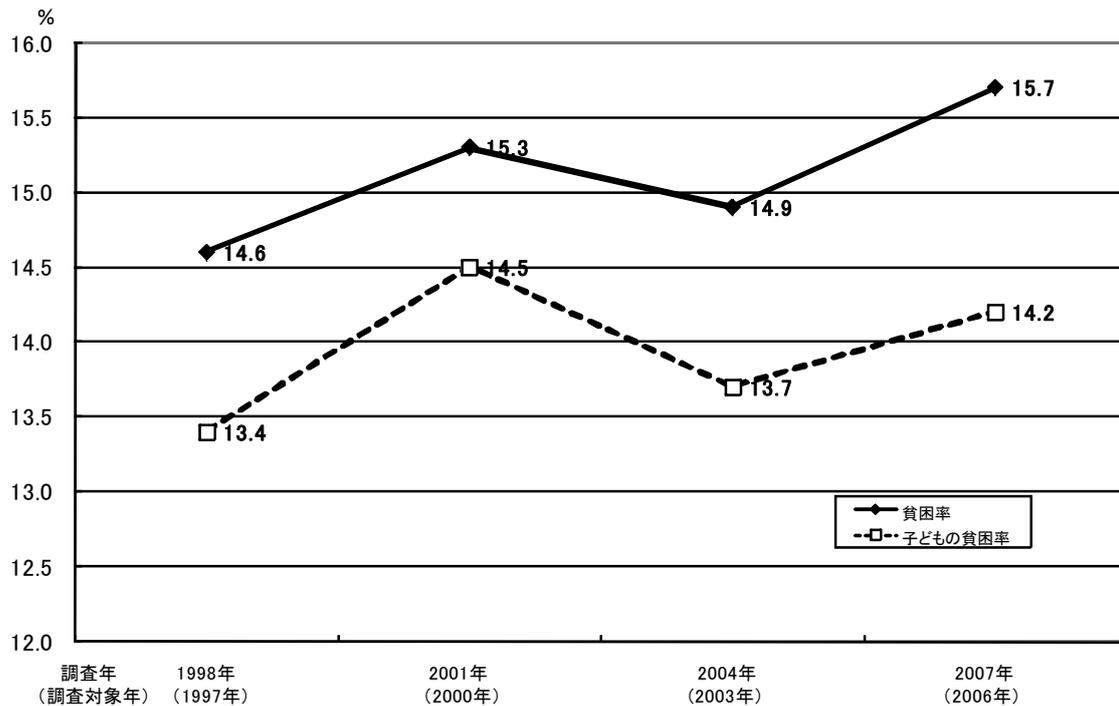
図 1 1985年から2005年までのジニ係数の推移

図 2 は、2009年10月に厚生労働省が公表した相対的貧困率の推移のグラフである。相

<sup>6</sup> 高齢者世帯とは、「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯」とされている。

<sup>7</sup> 1985年については『国民生活基礎調査』の前身である『国民生活実態調査』を用いている。

対的貧困率とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯人員の割合である<sup>8</sup>。1997年の貧困率は13.4%となっているのに対して、2006年の貧困率は15.7%となっており、貧困率が上昇してきたことがわかる。さらに、子どもの貧困率も1997年の13.4%から2006年の14.2%へと上昇している<sup>9</sup>。



出所：厚生労働省「相対的貧困率の公表について」2009年10月20日より引用。

図 2 相対的貧困率の推移

表 1 既存研究における格差拡大に関する見解

格差の見解	主要な研究
高齢化	大竹・斉藤 (1999) 大竹 (2005) 小塩 (2006)
核家族化	小塩 (2006)
年齢階層内格差拡大	岩本 (2000) 橋木・浦川 (2006) 阿部 (2006) 白波瀬 (2006)
営業所得者の格差拡大	呉 (2009)
非正規労働者の増加	太田 (2005) 内閣府 (2009)

<sup>8</sup> 等価可処分所得は、可処分所得を世帯人員の平方根で除したものとされ、可処分所得は、社会保障給付を含む所得から、所得税、住民税、社会保険料、固定資産税を差し引いたものとされている。

<sup>9</sup> OECD では17歳以下の子ども全体に占める中央値の半分に満たない子どもの割合と定義されている。

このような近年における格差拡大の原因について、既存研究の見解をまとめたものが表 1 である。まず、格差拡大の要因として、高齢化を挙げているものとしては、大竹・斉藤 (1999)、大竹 (2005)、小塩 (2006) などがある。たとえば大竹 (2005) は、「日本の所得格差の変化の特徴は、所得格差拡大の主要要因は人口高齢化であり、年齢内の所得格差の拡大は小さい」と述べている<sup>10</sup>。小塩 (2006) も「1983 年から 2001 年にかけての格差拡大のうち、人口高齢化と世帯規模の変化によって説明できる部分は、前者 50.9%と後者 13.9%の合計、すなわち 64.8%ということになる。」と指摘している<sup>11</sup>。

核家族化による単身世帯の増加がみかけ上の格差拡大につながっているかを検証したものとしては、前述の小塩 (2006) が存在する。小塩 (2006) は、「所得再分配調査」の個票データの分析から「年齢階層内の格差拡大は、世帯規模の縮小という社会的な要因でかなり説明できる。なかでも子供世帯と独立して生活する高齢世帯の増加が、社会全体の格差拡大に大きく貢献している」と述べている<sup>12</sup>。

岩本 (2000) は、高齢化による見かけ上の不平等拡大効果について先行研究とは異なる結果を提示している。岩本 (2000) によると「年齢別人口効果は消費、所得とも 20%以下と小さく、年齢階層内効果が大きな比重を占めている」とし、世代内の格差拡大を指摘している<sup>13</sup>。高齢化による効果は、認めつつも年齢階層内の格差拡大を問題視しているのが橋木・浦川 (2006) である。橋木・浦川 (2006) は『所得再分配調査』の個票データによって、所得上位 10%世帯の所得と所得下位 10%世帯の所得との比率が 1990 年代以降に拡大し、特に若年世帯において格差拡大が大きいとしている。高齢者世帯における所得の比率の格差が拡大しているだけでなく、若年就労世帯における所得格差拡大を指摘している<sup>14</sup>。

一方、阿部 (2006) は、「80 年代後半から 2002 年にかけての約 5 ポイントの貧困率の上昇は、人口の高齢化に説明されるものではなく、むしろ、この期間の各年齢層（子供、壮年者、高齢者）の貧困率の上昇に起因するところが大きい」と述べている<sup>15</sup>。白波瀬 (2006) も 1990 年代に若い世代での年齢階層内の格差拡大がみられるとして「サイズが縮小している若年世帯主層において経済格差の拡大が近年大きい」と述べている<sup>16</sup>。ただし白波瀬

<sup>10</sup> 大竹 (2005) 35 ページから引用。

<sup>11</sup> 小塩 (2006) 24 ページから引用。

<sup>12</sup> 小塩 (2006) 36 ページから引用。

<sup>13</sup> 岩本 (2000) 89 ページから引用。

<sup>14</sup> 橋木・浦川 (2005) 235 ページ参照。

<sup>15</sup> 阿部 (2006) 133 ページから引用。

<sup>16</sup> 白波瀬 (2006) 59 ページから引用。

(2008) は、「最も所得格差が拡大し、貧困率が高い 20 代前半の世帯主割合は 1980 年代半ばにおいても 4%にも満たない少数派であり、2000 年になるとその割合はさらに減少して 2%程度になった」として、若年世代の格差拡大が全体の格差拡大に与える影響は小さいとも指摘している<sup>17</sup>。

さらに高齢化以外の格差拡大の原因として営業所得者の格差拡大を指摘しているのが呉 (2009) である。呉 (2009) では、「営業所得者全体では、タイル尺度は 0.2189 から 0.5849 へと 167%拡大している。しかし、低所得階層においては、ほとんど変化していない。中所得階層では 11%であり、全体の不平等度の変化率と比較すれば、その値は小さい。高所得階層の変化率は、137%となっている。また寄与度についても 2005 年時点では 0.1232 となっており、1985 年の寄与度である 0.013 と比較して大きくなっている。」とされている<sup>18</sup>。

格差拡大の要因としての非正規労働者の増加について言及しているものが、太田 (2005)、内閣府 (2009) である。太田 (2005) は「雇用者全体のジニ係数や対数分散等の不平等尺度の上昇の多くは非正規雇用者構成比の上昇による。」としている<sup>19</sup>。内閣府 (2009) は 2002 年から 2007 年にかけての賃金格差の拡大には、「非正規雇用者の増加が労働所得の格差拡大の主因となっている」としている<sup>20</sup>。

## 2.2 税制の再分配効果の現状と推移

以上でみてきたような課税前所得の格差拡大に対して、格差是正策として期待されているのが税・社会保障制度による再分配効果である。税制の再分配効果についてみるときは、構造的累進度を測定するものと分配累進度を測定するものに大別できる。構造的累進度とは、所得税制度自体の持つ累進度を測定するものであり、分配累進度とは、課税前の所得分布と課税後の所得分布を比較することで、税制による再分配効果をみようとするものだ。

---

<sup>17</sup> 白波瀬 (2008) 43 ページから引用。

<sup>18</sup> 呉 (2009) 10 ページから引用。

<sup>19</sup> 太田 (2005) 20 ページ、3 行目から引用。

<sup>20</sup> 内閣府 (2009) 229 ページ、5 行目から引用。

表 2 税制の再分配効果に関する研究

分析対象	主要な研究
構造的累進度の測定	藤田（1992）下野・布施（1998）林（1997）中村（2005）
分配累進度の測定	橘木・八木（1994）深江・望月・野村（2006） 林（1995）呉（2009）橋本（2009）

表 2 は、税制の再分配効果に関する先行研究を、構造的累進度を測定したものと分配累進度を測定したものに分類したものだ。構造的累進度の指標としては、Musgrave and Thin(1948)が定義した平均税率累進性、税負担累進性、残余所得累進性を利用した研究や、租税関数を用いた研究がおこなわれている。藤田（1992）は、Musgrave and Thin(1948)の累進度指標を 1990 年と 1980 年について比較し、「税制改革による税率構造と税負担水準の大幅な変更にもかかわらず、・・・中略・・・実効平均税率表の勾配はそれほどフラット化していない」と述べている<sup>21</sup>。租税関数を用いて構造的な累進度を計測したものとしては、下野・布施（1998）、林（1997）、中村（2005）などがある。下野・布施（1998）は、1963 年～1995 年の『家計調査年報』の勤労者標準世帯における「勤め先収入」と「勤労所得税」を利用し、給与所得に関する租税関数を推計し、「課税最低限以上の所得階層内でも所得税が比例税に近いので再分配効果はほとんど働かない」と述べている<sup>22</sup>。累進度の要因分解をおこなっているものが林（1997）、中村（2005）である。林（1997）は、日本の所得税の弾力性の決定要因を控除要因と税率構造要因に分解し、「わが国の所得税制度の弾力性は、主として定額の所得控除によってほぼその大きさが決定されている」としている<sup>23</sup>。中村（2005）は、1989 年～99 年にかけての日本の給与所得税の累進度の推移を測定し、「累進度は時系列でみて低下しているが、それは控除要因の低下の影響が大きい」と指摘している<sup>24</sup>。

以上のような構造的累進度の測定だけでは、本当の意味での再分配効果をみることはできない。なぜならば、かりに累進度の強化をめざして最高税率を大幅に引き上げたとしても、その最高税率が適用される納税者が存在しないときは、その最高税率は事実上、再分配効果を持たないからだ。そのため、税制の再分配効果を測定するためには、通常、再分

<sup>21</sup> 藤田（1992）144 ページから引用。

<sup>22</sup> 下野・布施（1998）44 ページから引用。下野・布施(1998)は本稿で言及した租税関数に加えて課税最低限を考慮したタイプも推計している。

<sup>23</sup> 林（1997）211 ページから引用。

<sup>24</sup> 中村（2005）112 ページから引用。

配係数を用いた分配累進度の測定がおこなわれている<sup>25</sup>。

橘木・八木（1994）は、ジニ係数を計測してみると、「税による所得再分配が稼得所得においては機能しているものの、資産所得まで含めた総所得に対しては機能が大きく低下している」と述べている<sup>26</sup>。林（1995）は、所得分配と所得税制の両方の変化を考慮して所得税の累進度を計測している。林（1995）は「60年代から70年代後半にかけて低下、80年代には上昇という傾向が表れており、1989年度の税制改革を経た今日では60年代と同程度の累進度になっている」と述べている<sup>27</sup>。深江・望月・野村（2006）は、タイル係数を用いて再分配効果の要因分析をおこない、申告所得税において「高所得階層（上）は、2度のボトム効果、およびジャンピング効果を有する時期において非常に大きな変動を伴っており、全体の再分配効果の変動に対し大きな影響を与えている。」「所得階層別の再分配効果における税率効果は、税率のフラット化の影響を反映し全体としては低下傾向にある。また、2度のボトム効果は、特に高所得階層（上）の税率効果の低下によってほぼ説明される。」と指摘している<sup>28</sup>。

呉（2009）は、抜本的税制改革以降の税制改正による再分配効果への影響を当該年度の所得分布と税制から計測した課税後ジニ係数と、抜本的税制改革前における所得分布に当該年度税制を適用して求めた課税後ジニ係数を比較するという手法によって、抜本的税制改革以降の税制改革による所得再分配効果を分析し、「抜本的税制改革以降は、累進税率のフラット化が進められたが税制そのものによる再分配効果は小さかった」と結論付けている<sup>29</sup>。橋本（2009）は、所得者別の再分配効果の計測の結果として、「小泉政権下の再分配効果の低下は、税制のフラット化によるものでなく、景気拡大にともなう、株価上昇などが、分離課税対象の所得の比率を高めたことによる可能性が高い」と指摘している<sup>30</sup>。

---

<sup>25</sup> 分配累進度の測定には、再分配係数以外にも様々な指標が用いられている。詳しくは、藤田（1992）を参照されたい。

<sup>26</sup> 橘木・八木（1994）45ページ、11行目から引用。

<sup>27</sup> 林（1997）36ページから引用。

<sup>28</sup> 深江・望月・野村（2007）138ページから引用。深江・望月・野村（2006）では、昭和44年から昭和50年、および昭和62年から平成3年における所得税の再分配効果が急激な変動を伴うとして「ボトム効果」、平成11年における所得税の再分配効果は急上昇するとして「ジャンピング効果」とそれぞれ呼んでいる。

<sup>29</sup> 呉（2009）20ページから引用。

<sup>30</sup> 橋本（2009）19ページから引用。

### 3. 累進税率表強化による再分配効果の計測

#### 3.1 累進税率表強化の独自案

所得格差の是正の役割を担う所得税制は 87 年の中曾根税制改革以降は累進度を弱める方向に改革が進められてきた。89 年の竹下税制改革では、消費税導入と同時に所得税の減税が実施された<sup>31</sup>。

表 3 シミュレーションのケース別累進税率表

現行制度(2008年)		ケース I		ケース II (1984年当時)	
課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率
195万円以下	5%	195万円以下	5%	60万円以下 (50万円以下)	10.50%
195万円超	10%	195万円超	10%	60万円超 (50万円超)	12%
330万円超	20%	330万円超	20%	140万円超 (120万円超)	14%
695万円超	23%	695万円超	23%	230万円超 (200万円超)	17%
900万円超	33%	900万円超	33%	350万円超 (300万円超)	21%
1800万円超	40%	1800万円超	50%	460万円超 (400万円超)	25%
				690万円超 (600万円超)	30%
				920万円超 (800万円超)	35%
				1150万円超 (1000万円超)	40%
				1390万円超 (1200万円超)	45%
				1730万円超 (1500万円超)	50%
				2310万円超 (2000万円超)	55%
				3460万円超 (3000万円超)	60%
				5770万円超 (5000万円超)	65%
				9240万円超 (8000万円超)	70%

これに対して、近年の格差是正論の高まりのなかで、累進税率表の見直しが主張されるようになってきた。前政権である麻生内閣のもとでも、「中期プログラム」において<sup>32</sup>、個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。」とされていた<sup>33</sup>。民主党も累進税

<sup>31</sup> 橋本・大竹・跡田・齊藤・本間 (1989) ではこれらの税制改革が所得再分配にどのような影響をもつのかを分析している。橋本・大竹・跡田・齊藤・本間 (1989) は「所得税の再分配効果は昭和 59 年では約 4.9%であったが、中曾根改革で若干低下し、竹下改革では約 4.1%に低下する。」としている。(185 ページから引用)

<sup>32</sup> 2008 年 12 月 24 日閣議決定された『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』を指す。

<sup>33</sup> 「中期プログラム」4 ページから引用。

率表の見直しの方向性を検討しているといわれている。

そこで本稿では、累進税率表強化の独自案として2ケースを想定し、シミュレーションをおこなうこととした。ケースⅠは「中期プログラム」を意識した最高税率引上げケースであり、限界税率を現行の40%から50%にするものである。ケースⅡは80年代の抜本的税制改革以前である1984年の累進税率表を適用させた想定である。1984年と現在では物価水準が異なることを考慮し、課税所得区分を消費者物価指数によって調整した<sup>34</sup>。表3-3は現行制度（2008年）と課税所得区分を物価調整した税制改革前の税制（1984年）を比較したものである。

### 3.2 累進税率表強化による増収額の推計

給付付き税額控除を制度設計するにあたって「給付」部分の財源はケースⅠやケースⅡで賄うことができるのだろうか。本節では改革案での増収額を試算することにする。

本稿では、橋本・呉（2008）における所得税予測モデルを踏襲する。橋本・呉（2008）のモデルは『税務統計から見た民間給与の実態』と『申告所得税の実態』によりミクロレベルの所得階級別の税負担を計測したうえで納税者数を乗じてマクロレベルに調整することで税収予測をおこなうモデルである。よって税制改革による影響をミクロレベルからマクロレベルにいたるまで精緻にとらえることができる。以下ではシミュレーションの方法について述べることにする。

かりに、日本におけるすべての納税者について、所得等のデータが公表されているならば、税法にしたがって計算すれば正確な税収額を推計することが可能である。しかし、残念ながら日本では税務統計の個票データは公開されていない。そこで、本稿では、国税庁の2007年の『税務統計から見た申告所得税の実態』および『税務統計から見た民間給与の実態』に掲載されているデータを使用した。『税務統計から見た民間給与の実態』のデータは、源泉所得税収の給与分の税収予測に利用し、『税務統計から見た申告所得税の実態』に掲載されているデータは、申告所得税収のうち、譲渡所得税、利子配当所得税などの分離課税分の税収を除いた部分の税収予測に利用する。この統計書には、所得階級別の所得金額、各種所得控除金額、人員等が掲載されている<sup>35</sup>。所得税収の推計の具体的な手順は

<sup>34</sup> 物価調整には1984年基準の消費者物価指数（総合）を用いた。所得区分の値に端数が出る場合には万円単位を切り捨てしている。

<sup>35</sup> 税額の計算においては、基礎控除、配偶者控除、扶養控除だけでなく、老年者控除、老年寡婦控除、

以下の通りである。

- ステップ 1 2007年度の所得階級別の平均所得に税法を適用し、階級別平均税額を計算<sup>36</sup>。
- ステップ 2 階級別平均税額に人員を乗じて、階級別税収額を推計。
- ステップ 3 階級別税収額を合計し、2007年度のモデル上の税収額を推計。
- ステップ 4 モデル上の税収額と現実の税収額から調整係数を算出。
- ステップ 5 2009年の所得分布を一定の経済想定にもとづき推計。
- ステップ 6 2009年の所得分布に税法を適用し、モデル上の税収を算出し、調整係数を用いて調整。

ステップ 5 の経済想定の人人口成長率には、国立社会保障人口問題研究所による生産年齢人口の予測値を使用した。2009年の実質賃金上昇率と物価の値は関西社会経済研究所（2009年2月24日発表）の予測値を用いた。

本稿におけるシミュレーションモデルの精度を確認するために扶養控除廃止による増収額を試算してみよう。扶養控除廃止は民主党が2009年総選挙時にマニフェストで子ども手当の財源の一部として取り上げた経緯がある。新政権となって新しい陣容になった政府税制調査会資料では、扶養控除廃止による増収額を試算している。表4は、本稿のシミュレーションモデルでの税収試算と自民党による税収試算の結果を比較したものである。結果をみると、本稿の試算と政府税制調査会資料の試算はほぼ同じ値となっている<sup>37</sup>。

表 4 政府試算と独自試算の税収変化額

	扶養控除廃止
税調資料	0.8兆円増収
独自試算	1.0兆円増収

表4はシミュレーションモデルによるケース□とケース□における増収額を推計した結

障害者控除など、税務統計に記載されている所得控除の情報をすべて利用した。

<sup>36</sup> 税務統計には、特別障害者控除額、障害者控除額、老年者控除額、特定寡婦控除額などの利用人数が階級別に記載されている。階級別の利用人数を階級毎の人員で割ることでこれらの所得控除の利用率がわかる。税額の計算の際には、税法で規定されている各種控除額に利用率を計算して階級毎の平均的な税額を求めた。

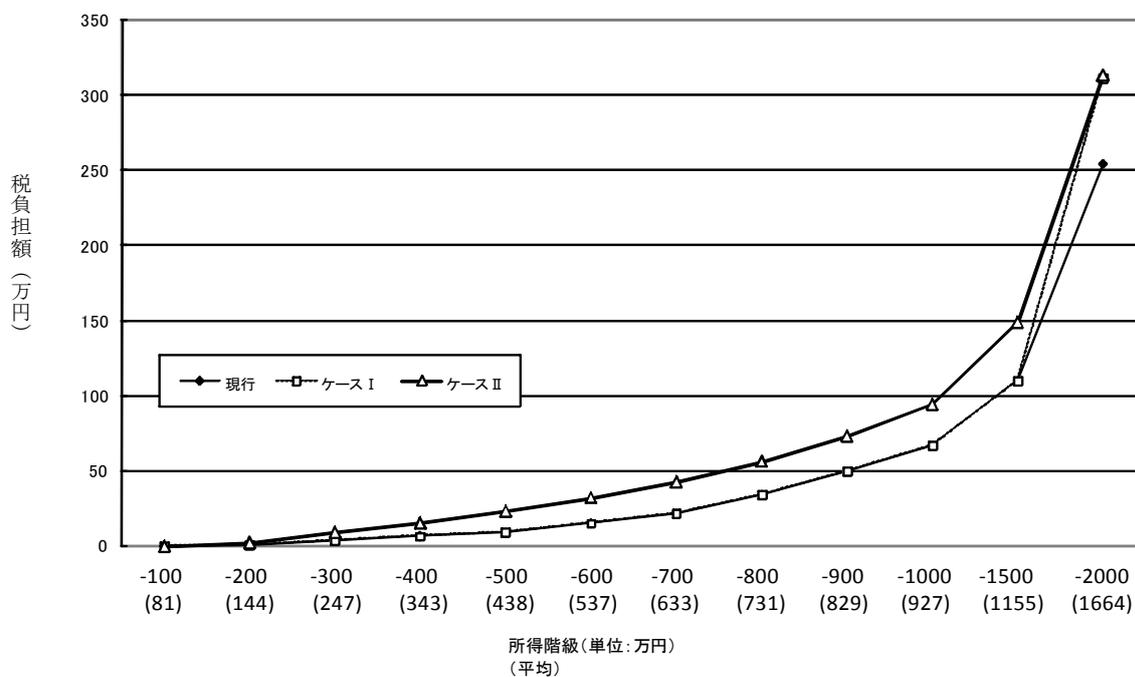
<sup>37</sup> 政府税制調査会資料（2009年10月27日）（所得課税）16ページ参照。

果である。ケースⅠは最高税率を変更するだけなので税率適用者が少ないために増収規模は0.83兆円程度となる。ケースⅡは累進税率表がフラット化以前の水準に戻るために増収額は7.21兆円と大きくなる。

表 5 シミュレーションによるマクロ税収と増収額

現行税制	ケースⅠ		ケースⅡ	
税収	税収	増収額	税収	増収額
11.87 兆円	12.70 兆円	0.83 兆円	19.08 兆円	7.21 兆円

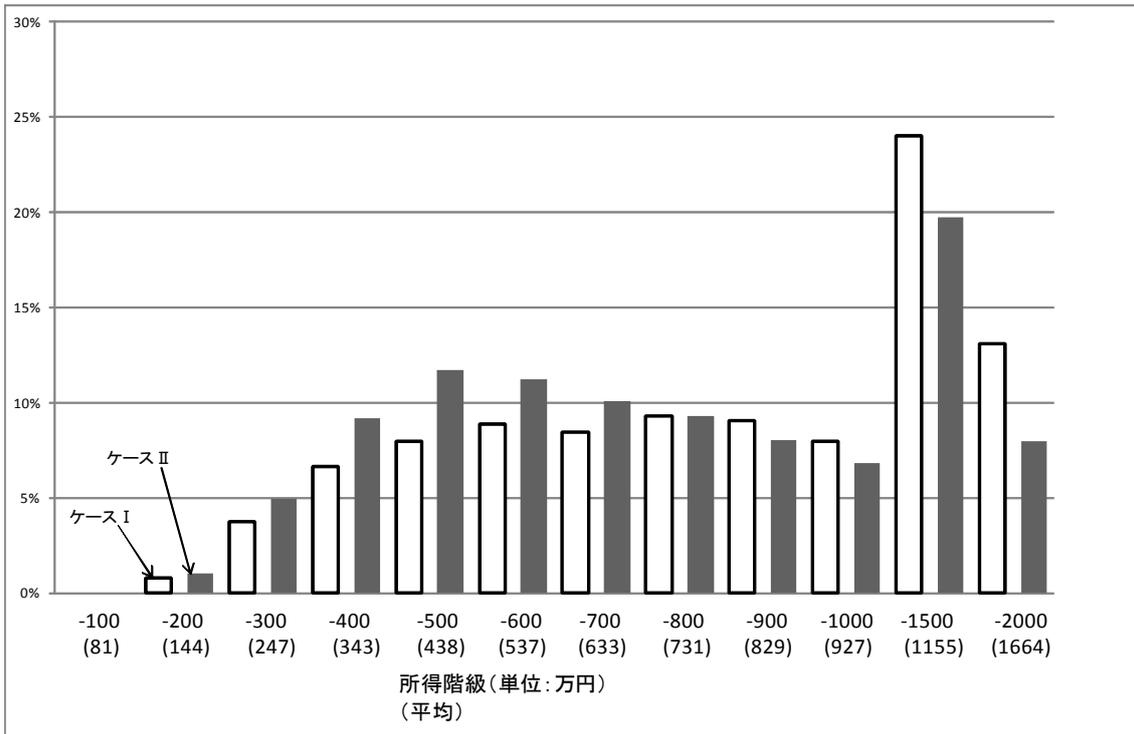
### 3.3 独自案による負担の変化



出所：国税庁『税務統計から見た民間給与の実態（平成19年）』より作成。

図 3 所得階級別の税負担額 (単位: 万円)

それでは、独自案による家計の税負担の変化についてもシミュレーションしてみよう。図 3 は、ケースⅠ、Ⅱでの所得階級別の税負担額を現行税制のもとでの負担と比較したものである。ケースⅠでは源泉分における最高所得階級にしか変化がない。ケースⅡでは第1階級を除いて、各所得階級において税負担額が増加する。



出所：国税庁『税務統計から見た民間給与の実態（平成 19 年）』より作成。

図 4 所得階級別の税収シェア

次に、所得階級別の税収シェアがどのようになるかをみたものが図 1 である。この図では、ケース I は最高税率を 40%から 50%に引き上げたケースで各所得階層が階層全体で負担する中での税収シェアを、ケース II は、抜本税制改革前の税率表にしたケースで各所得階層が階層全体で負担する中での税収シェアを示している。図 3 に所得分布を乗じて各階層の税収を出し、それを各所得階層の税収を足し合わせた値で割ったものである。ケース I とケース II を比較すると 800 万円以上の所得階層では個人レベルではケース I よりもケース II の方が税負担額は高くなるが、税収シェアでは逆転する。これは所得分布が集中する低所得者層から中所得者層においてケース II による増税額が多いためである。

図 4 に示されている 12 所得階級を 100 万円未満階層から 400 万円未満階層までを低所得階層、500 万円未満階層から 800 万円未満階層までを中所得階層、900 万円未満階層から 2,000 万円以上階層までを高所得階層と所得階層を 3 つにわけよう。低所得階層では第 1 階級を除いて税負担が 110%から 127%増加することになる。中所得階層では第 5 階級が最も税負担が増加し、142%増加することになる。高所得階層では税負担増加率は 46%から

23%程度におさまることになる。

**表 6 現行と改革ケースの再分配効果の比較**

	現行	ケース I	ケース II
ジニ係数	0.327	0.326	0.323
再分配係数	0.038	0.040	0.048

表 6 は現行制度とシミュレーションケースで再分配効果をジニ係数の変化率によって比較した結果である。ケース I は現行制度と比較して最高税率が適用される所得階級にしか影響がないので再分配係数については 0.002 ポイントの増加に留まっている。一方でケース II ではすべての所得階級において増税となる。また所得階層中間層の税収シェアが増すことになっていることから再分配係数が現行と比較して 0.01 ポイント増加することになる。

ケース II をシミュレーションした結果から 1980 年代に行われた、累進税率表フラット化への潮流が始まる以前の水準である「抜本的税制改革以前」に戻すことで所得税収が 7.21 兆円の増収が予測され、一般的なサラリーマン給与所得者内における所得再分配係数は現行より 0.01 ポイント増加することがわかった。

### 3.4 給付付き税額控除の検討

表 7 給付付き税額控除への見解

	見解
政府（自民党） <sup>38</sup>	給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の軽減を検討。
政府税調 <sup>39</sup>	社会保障政策の観点から既存の給付や低所得対策との関係を踏まえての整理が必要。ミーンズテストや財源確保の議論。外国事例を参考にして検討を継続。
自民党 <sup>40</sup>	給付付き税額控除の検討を含む総合的取り組みの中で中低所得者世帯の負担軽減を検討。
民主党 <sup>41</sup>	所得再分配機能を高めるために所得控除を税額控除化＋給付付き税額控除。給付額は社会保険料負担額の範囲内。

表 7 は、給付付き税額控除についての自民党、民主党、政府税調、前政権下での政府見解をまとめたものである。給付付き税額控除には、森信（2008a）に従えば、①勤労税額控除②児童税額控除③社会保険料負担軽減税額控除④消費税逆進性対策税額控除の 4 類型が存在している<sup>42</sup>。自民党、民主党、政府で言及されている給付付き税額控除は、この 4 類型のいずれかにあてはまる。民主党のアクションプログラムは、4 類型すべてに言及しているし、自民党の税制改正大綱では格差是正策としての①を、「中期プログラム」では①および、子育てで支援としての②を検討対象としているものと推測される。

<sup>38</sup> 『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』（2008 年 12 月 24 日閣議決定）より参照。

<sup>39</sup> 政府税制調査会（2007）「抜本的な税制改正に向けた基本的考え方」より参照。

<sup>40</sup> 自民党税制改正大綱（2008 年 12 月 12 日）より参照。

<sup>41</sup> 民主党税制抜本改革アクションプログラム（2008 年 12 月 24 日）より参照。

<sup>42</sup> 消費税逆進性対策税額控除を以下では消費税額控除とする。

表 8 日本の主な給付付き税額控除の提言

	方式	目的	特徴
田近・八塩（2007）	給付付き税額控除	格差是正	基礎・配偶者・扶養控除廃止、国民1人あたり一律の税額控除。
森信（2009）	給付付き税額控除	格差是正	世帯収入100万円から350万円の勤労者世帯に30万円の税額控除。税額控除の方が所得税＋住民税＋社会保険料より多い場合は超過分を給付。世帯所得300万円を超えて徐々に控除額を減らして350万円で消滅させる。
森信（2009） 森信（2008b）	児童税額控除	子育て支援	課税所得200万円以下で23歳未満の扶養親族を持つ納税者に扶養親族1人あたり5万円の税額控除 <sup>43</sup> 。 扶養・配偶者控除縮小、課税所得200万円以下の世帯、子ども1人あたり5万円の税額控除。

表 8 は日本において給付付き税額控除を導入する際の制度設計をまとめたものである。田近・八塩（2007）は格差是正を目的として、給付付き税額控除の活用を提言している。具体的な制度設計として、田近・八塩（2007）は税収中立を図るため、基礎・配偶者・扶養控除は全廃し、国民1人あたり一律の税額控除を導入するとしている。

森信（2008b）は、給付付きの児童税額控除の導入を提言している。主な目的は、子育て世帯の経済支援であり、所得格差是正にも役立つとしている。その特徴は、税収中立型の税制改革として、扶養控除・配偶者控除を縮小し、課税所得200万円以下の世帯に子ども1人あたり5万円の税額控除を導入する点である。森信（2008b）は給付財源として、「扶養控除・配偶者控除をそれぞれ10万円縮減」によって「扶養控除の縮減で4,500億円、配偶者控除の縮減で2,000億円となるので、それによって給付付きの税額控除をおこなう」

<sup>43</sup> 妻子2人で給与所得600万円強を想定している。

としている<sup>44</sup>。

表 9 諸外国の事例

国	名称と目的	仕組み
アメリカ	EITC (Earned Tax Credit) 勤労税額控除	勤労所得が低い層が対象。子どもの数と所得に応じて給付あるいは税額控除が決定。
	1975年に導入、貧困問題の存在、最低賃金フルタイム労働で課税最低限所得が貧困ラインを超えるという目標	
韓国	勤労奨励金 勤労税額控除	アメリカと類似しているが、子どもの数に依存しない。
	2009年から支給開始、ワーキング・プア増加、所得格差拡大	
カナダ	GST控除 (Goods and Services Tax Credit) 消費税額控除	申告所得と世帯人員に応じて税が還付される。所得制限が設定されている。
	1991年に導入、基礎的消費部分の消費税負担額を還付 消費税負担の逆進性緩和	
オランダ	Labour Income Tax Credit (LITC) 勤労所得税額控除	勤労所得があれば、控除可能となっている。個人単位で控除されている。
	2001年の基礎・扶養控除を税額控除化した上で、31.7%の社会保障税＋所得税の一括徴収化への負担増加緩和 社会保険料の軽減	
イギリス	Working Tax Credit (WTC) 勤労税額控除	一定の就労時間(週16時間)を条件に給付される。また一定の就労時間(週16時間)を超えると給付額が加算される。家族を有していたり、障害者家族に対する追加額あり。
	子育て支援と子どもをもつ親の勤労促進として開始 子どもなしの低所得世帯、障害者への給付を拡大	
ニュージーランド	WFFTC (Working for Families Tax Credits) 4つの制度で構成される。①Family tax credit ②In-work tax credit ③Minimum tax credit ④Parental tax credit	4つの構成要素の中の1つに適用されるか1つ以上に適用されるかは個人の状況(子どもの数と年齢)に依存する。
	課税ベースが広い付加価値税の逆進性を所得税額控除で緩和	

表 9 は、諸外国における給付付き税額控除の事例をまとめたものである。森信 (2008a) の分類の第 1 類型である勤労税額控除を実施している国は、アメリカ、イギリス、韓国、ニュージーランドであり、第 2 類型の児童税額控除を実施している国がイギリス、第 3 類型の社会保険料負担軽減税額控除を実施しているのがオランダ<sup>45</sup>、第 4 類型の消費税逆進性対策税額控除を実施しているのがカナダである。

<sup>44</sup> 森信 (2008b) 48 ページから引用。

<sup>45</sup> オランダの制度は厳密には給付ではない。

表 10 アメリカ・イギリスにおける実証研究（1）

対象国	研究	労働供給への効果
アメリカ	Eissa and Liebman(1996)	86年のEITC拡張によって子どもがいるシングルマザーの労働供給が2.8%増加した <sup>46</sup> 。
アメリカ	Eissa and Hoynes(2006)	労働時間より労働インセンティブに効果あり。
アメリカ	Hotz, Mullin and Scholz(2005)	2人以上の子どもがいる世帯の労働供給をより促進させた。91年から00年にかけて子どもがいる世帯の労働供給を11.8%ポイント促進させた。
アメリカ	Chetty and Saez(2009)	制度の複雑さを指摘。2分から3分の制度説明情報の追加で低所得者層の労働供給がより促進される。
イギリス	Brewer(2007)	99年から02年にかけて22,000人の雇用が増加。
イギリス	Mulherin and Pisani(2008)	制度適用者の雇用を2.4%ポイント上げた。

給付付き税額控除は、Friedman(1962)における「負の所得税（Negative Income Tax）」と「最低所得保障（Guaranteed Income）」を起源としている。負の所得税とは、勤労意欲を阻害することなく所得再分配を行うようにする制度設計を目指すものだ<sup>47</sup>。表10はアメリカとイギリスについて給付付き税額控除が労働供給にどのような影響をもたらしているのかをまとめたものである。これまでの実証研究によれば、アメリカとイギリスでは、給付付き税額控除は労働供給に対して正の影響を与えていることがうかがえる。アメリカにおける不正受給の多さを指摘する意見が散見されるが、Chetty and Saez(2009)は制度の困難さが結果として不正受給につながっていると指摘している。日本に導入する際には制度の簡素化と政府当局が国民の所得状況を把握する社会的基盤が必要とされよう。

<sup>46</sup> EITCはEarned Income Tax Creditの略であり、日本語では勤労所得税額控除と訳される。

<sup>47</sup> 負の所得税の理論的な説明については八田（2009）484ページを参照されたい。

表 11 アメリカ・イギリスにおける実証研究（2）

対象国	研究	所得再分配への効果
アメリカ	Liebman(1998)	EITC によって子どもの貧困が減少。EITC の拡大によって所得分配状況が改善。
イギリス	Dilnot and McCrae(1999)	WFTC によって所得階級十分位の第Ⅱ分位階層から第Ⅷ分位階層まで可処分所得が増加している。再分配効果が大きい。
アメリカ	Eissa and Hoynes(2008)	84 年から 04 年にかけてアメリカ EITC の恩恵は、所得階層上位にまで移動。

表 11 は給付付き税額控除がアメリカとイギリスの所得再分配に対する影響を実証分析した研究結果をまとめたものである。Liebman(1998)による研究は最近になって日本においても子どもの貧困率の高まりが注目されている中で示唆に富んでいる。Liebman(1998)によれば、96 年のアメリカにおける EITC は 96 年における子どもの貧困を 22.3%から 19.1%へ減少させており、76 年から 98 年にかけて EITC は拡大したが、これによって男性フルタイム労働者や子どもがいる世帯の所得分配状況が改善しているとしている。Dilnot and McCrae(1999)によれば、所得階級十分位の第Ⅱ分位階層がイギリス WFTC によってもっとも可処分所得が増加し、これは第Ⅷ分位まで続いていることから WFTC による所得再分配効果は大きいとしている<sup>48</sup>。Eissa and Hoynes(2008) は、84 年から 04 年にかけてアメリカ EITC の恩恵は、所得階級十分位の最低分位から第Ⅳ分位に移動しているとしている。

### 3.5 給付付き税額控除導入のシミュレーション

本節では日本において給付付き税額控除が導入された場合にどの程度の給付額が必要なのか、あるいは所得階級別にどのような負担額にどのような影響をもたらすのかについて各種所得と消費のデータを用いたシミュレーション分析を行う。

本稿でシミュレーションに用いる給付付き税額控除の制度設計は主に 2 種類である。ひとつはアメリカ型の給付付き勤労税額控除（EITC）である。いまひとつはカナダ型の給付付き消費税額控除（GST 控除）である。それぞれの概念図を図 5 と図 6 に示している。

<sup>48</sup> WFTC は Working Family Tax Credit の略であり、日本語では勤労家族税額控除と訳される。

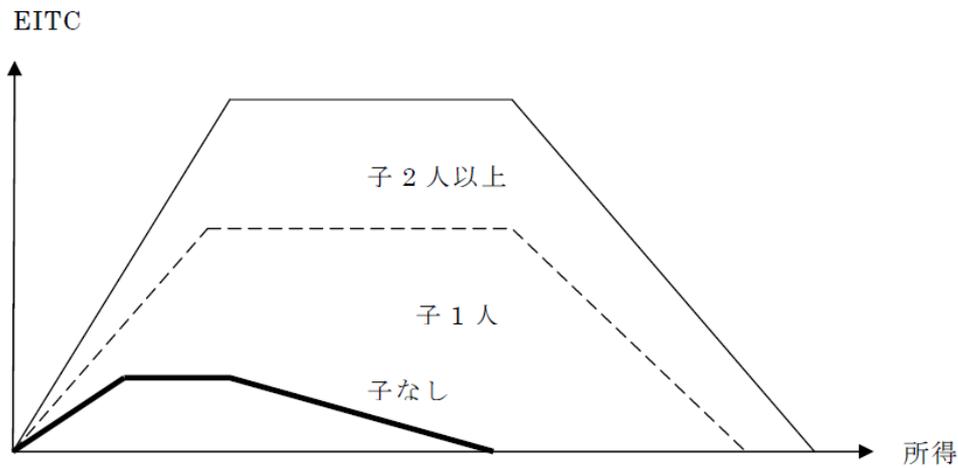


図 5 アメリカ型給付付き勤労税額控除制度の概念図<sup>49</sup>

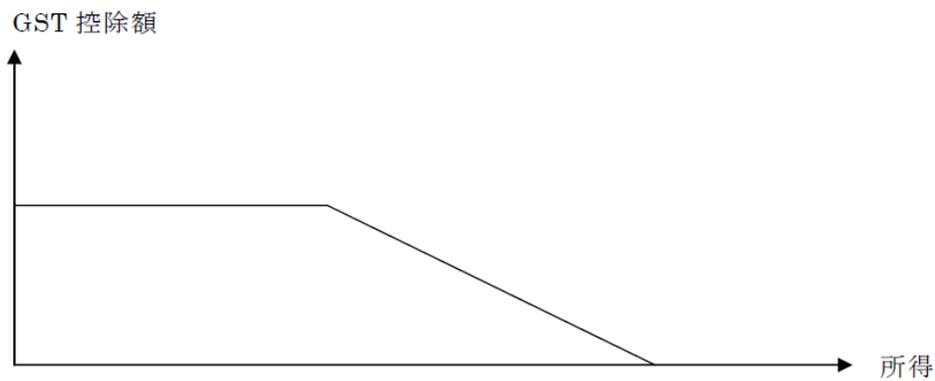


図 6 カナダ型給付付き消費税額控除制度の概念図

### 3.5.1 勤労税額控除シミュレーション

本稿では、日本の制度設計として、アメリカで行われている制度を参考とする。制度の目的はワーキング・ペア対策と所得格差是正である。現政権では子ども手当が支給されることが決定しているため、子どもの数によって控除額の変動を考慮しないことにした。すなわちアメリカでおこなわれている EITC の単身者子どもなしのケースを世帯人員に関係なく適用させることにした。

<sup>49</sup> 2009 年からは 3 人以上が追加されている。

表 12 シミュレーションの制度設計<sup>50</sup>

勤労所得	控除額段階	控除額（控除率）
56 万円まで	上昇	7.67%
56 万円から 70 万円まで	一定	4.3 万円
70 万円から 125.9 万円まで	減少	4.3 万円-7.69%×（勤労所得-70 万円）

この給付付き勤労税額控除の要対応額は、『国民生活基礎調査（平成 16 年）』世帯人員別所得分布のデータを基礎として計算すると、約 1,000 億円と試算される<sup>51</sup>。1,000 億円の財源を捻出するために所得税を改正するとしよう。本稿の 3.2 節で用いた橋本・呉（2008）の税収予測モデルによると、約 1,000 億円の増収を達成できる改革案は表 13 のようになることがわかった。すなわち、最高税率を現行の 40%から 45%に上げることで所得税収は約 1,000 億円の増収となるわけだ。

約 1,000 億円程度の所得税改革案は規模としては極めて小さい。家計負担や再分配効果は極めて小さいと予測されることから本稿では、給付付き税額控除への対応額の算出と所得税改革案を提供するだけにとどめておく。

表 13 1,000 億円増収への所得税改革

現行制度		改革案	
課税所得	限界税率	課税所得	限界税率
195 万円以下	5%	195 万円以下	5%
330 万円以下	10%	330 万円以下	10%
695 万円以下	20%	695 万円以下	20%
900 万円以下	23%	900 万円以下	23%
1,800 万円以下	33%	1,800 万円以下	33%
1,800 万円超	40%	1,800 万円超	45%

<sup>50</sup> 白石・高山・川島（2009）と同じ想定である。白石・高山・川島（2009）はアメリカの EITC 制度を日本に適用させたケースを『国民生活基礎調査』の個票データを用いてマイクロシミュレーションを行っている。その際、彼らは 1 ドルを 100 円の想定で分析している。

<sup>51</sup> 『国民生活基礎調査』における単身者世帯の所得分布に制度を適用させ、2005 年（平成 17 年）『国勢調査』における総世帯数に合わせることで対応額を算出した。

### 3.5.2 消費税額控除シミュレーション

本稿では消費税額控除の制度設計としてカナダで実施されている GST 控除を参考とする。制度設計の目的は消費税の逆進性緩和である。GST 控除額の算定方法としては、世帯所得 270 万円を所得制限とし<sup>52</sup>、270 万円超の部分は減額率（超過減額率）を 5%ないし 10%を想定する。橋本（2009）における世帯人員に対応させた基礎的消費支出に消費税の実効税率を乗じた額を税額還付額とした。本稿で想定した制度設計は表 14 にまとめている。

表 14 消費税額控除の計算設定

世帯類型	基礎的 消費支出 <sup>53</sup>	税額還付額 <sup>54</sup>	
		消費税率 5%ケース	消費税率 10%ケース
単身	100 万円	4.76 万円	9.09 万円
世帯人員 1 人につき	50 万円	2.38 万円	4.55 万円

本稿の制度設計に従って、世帯人員 3 人で世帯所得 450 万円、消費税率 5%、超過減額率 5%ケースの税額還付額は以下のように計算される。

$$\begin{aligned}
 & 4.76 + (\text{世帯人員} - 1) \times 2.38 - (\text{世帯所得} - 270 \text{ 万円}) \times \text{超過減額率} \\
 & = 4.76 + (3 - 1) \times 2.38 - (450 \text{ 万円} - 270 \text{ 万円}) \times 5\% \\
 & = 0.52 \text{ 万円}
 \end{aligned}$$

上記の計算式で算出される値がゼロになる世帯所得にまで税額が還付されることになる。たとえば、夫婦子 1 人のケース（超過減額率 5%）では世帯所得が 460.4 万円になると減額がストップする。所得制限が固定化されている場合、超過減額率が大きければ、還付される世帯の還付額は大きくなるが、還付される対象上限の世帯所得が小さくなる。

<sup>52</sup> 2009 年における地方税制度における個人住民税の夫婦子 2 人の課税最低限（270 万円）を参考とした。

<sup>53</sup> 基礎的消費支出については橋本（2009）の想定にしたがっている。

<sup>54</sup> 100 万円、50 万円に消費税の実効税率（税率 / (1 + 税率)）を乗じて算出している。

**表 15 制度設計と目的**

制度設計	目的
消費税率 10%+超過減額率 5%	財源確保と逆進性緩和（増税型）
消費税率 10%+超過減額率 10%	財源確保と逆進性緩和（増税型）

本稿がシミュレーションするケースの制度設計と制度がもつ目的を表 15 にまとめている。本稿は、今後の消費税率の上昇を見据えた場合に逆進性の緩和を目的とした制度設計を念頭においている。

シミュレーションを行うにあたっての基礎データは『全国消費実態調査（平成 16 年）』である<sup>55</sup>。『全国消費実態調査』には年間収入階級別の平均世帯人員、平均年間収入とその世帯分布およびその平均消費支出額が掲載されている。これらのデータを用いて基礎データ上での改革しないケースでのモデル消費税収が計算される<sup>56</sup>。モデル消費税収と実際の消費税収（2004 年度（平成 16 年度）決算額 12.6 兆円）と合わせるために調整値を計算する<sup>57</sup>。シミュレーション結果はモデル上で表 15 にある制度設計をシミュレーションし、モデル税収に調整値を乗じることによって算出している。

シミュレーションの結果、まず消費税率を 10%にした場合の増収額は 11.5 兆円という試算結果が得られた。表 3-15 にしたがって消費税額控除への対応額と純増収額を試算した結果を表 16 に示した。

**表 16 消費税額控除導入による要対応額と純増収額**

制度設計	要対応額	純増収額
税率 10%+超過減額率 5%	3.0 兆円	8.4 兆円
税率 10%+超過減額率 10%	1.6 兆円	9.9 兆円

<sup>55</sup> 具体的には「第 40 表 年間収入階級・年間収入十分位階級別」の勤労者世帯、年間収入階級別データである。

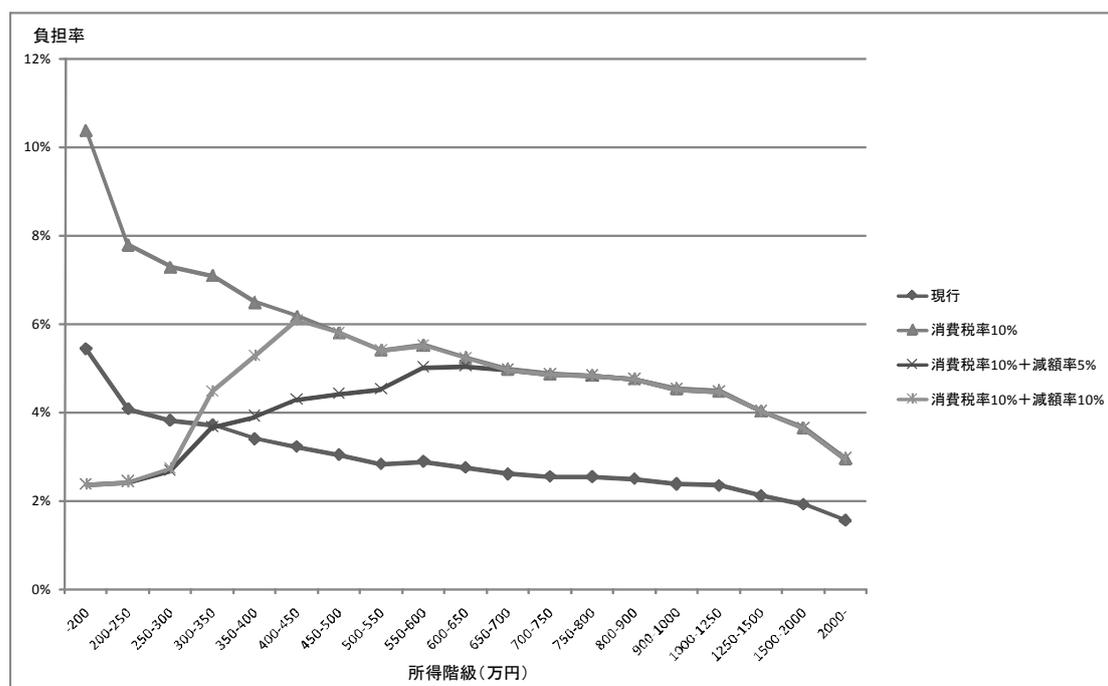
<sup>56</sup> 改革しないケースにおける消費税収は所得階級別の平均消費支出に実効税率である 5%／（1+5%）を乗じることによって算出している。

<sup>57</sup> 2004 年度（平成 16 年度）の決算額は、消費税収 9 兆 9,743 億円、地方消費税収 2 兆 6,139 億円であり、合計すると 12 兆 5,882 億円となる。なお、モデル税収と決算額との乖離を示す調整値は 1.48 となっている。

消費税率が10%、所得制限を270万円、超過減額率を5%の消費税額控除を実施した場合、対応額は3.0兆円となる。他の条件を同じにして、超過減額率を10%に設定した場合は、対応額は1.6兆円となる。これは、先に述べたように、超過減額率を上昇させると税額控除が適用される所得区分範囲が小さくなるからだ。

消費税額控除の利点は逆進性の緩和である。消費税の負担の逆進性は、低所得層が高所得層と比較して税負担率が高くなり、負担の垂直的公平性に反するというものである<sup>58</sup>。

本稿では、逆進性を示す数値として各所得階層が負担する純消費税額を年間収入で割ることによって求めることにした。純消費税額は、消費税額は税額控除を受ける前の負担額から税額控除額を差し引いた値となっている。図7はシミュレーション結果からえられた所得階級別の負担率を表している。



出所：『全国消費実態調査（平成16年）』より作成。

図7 消費税額控除導入による税負担率への効果

まず現行の負担率を表すグラフは所得階層が上昇するにつれて下がっており、現行制度下での負担の逆進性が確認できる。消費税率が10%に上昇した場合は、現行の負担率を表すグラフが上方に平行的に移動することになる。消費税率が10%時に消費税額控除を導入

<sup>58</sup> 消費税の逆進性の議論については本報告書の第2章を参照。

すれば、所得階級別の負担率にどのような変化がおきるかを見てみよう。

最も低い所得階級である 200 万円までの階級は現行での負担率は 5.4%であり、消費税率が 10%になると、負担率は 10.4%に上昇する。しかし消費税額控除が導入されると、負担率は 2.4%になり、消費税率が上昇しているにも関わらず負担率は現行よりも低くなる。このようなことは超過減額率が 5%の場合は所得階級 300 万円～350 万円までの階層で起き、超過減額率が 10%の場合は所得階級 250 万円～300 万円まで続く。給付付き税額控除がもつ負担の逆進性緩和の利点である。

消費税率 10%と消費税額控除が超過減額率 5%時で負担率を比較すると、最低所得階級から所得階級 600 万円～650 万円まで負担率が軽減される。超過減額率 10%時では、軽減される範囲が狭まり、所得階級 400 万円～450 万円までが軽減される。

表 17 は課税による再分配効果への影響についてまとめたものである<sup>59</sup>。再分配効果を計測する方法として等価所得を考慮したジニ係数と課税前のジニ係数から課税後のジニ係数への変化率をとった値である再分配係数を採用した<sup>60</sup>。

表 17 消費税額控除導入による再分配効果

	ジニ係数	再分配係数
課税前	0.2334	
現行消費税（税率 5%）	0.2365	-1.31%
税率 10%	0.2394	-2.57%
税率 10%+超過減額率 5%	<b>0.2325</b>	+0.40%
税率 10%+超過減額率 10%	0.2347	-0.52%

表 17 によれば現行消費税と消費税率 10%では逆進性の効果が大きく、ジニ係数が課税前の 0.2334 から課税後は 0.2365（税率 5%）と 0.2394 と値が上昇し再分配係数がマイナス

<sup>59</sup> 『家計調査年報（総務省）』によれば、通常の可処分所得は世帯員全員の現金収入から税と社会保険料を引いた金額であるとされる。本稿では、消費税の再分配効果をみるために消費税のみを年間収入から引いて分析をしている。

<sup>60</sup> ジニ係数とは 0 から 1 の値をとり、所得が完全平等に分配されていれば 0 値をとり、完全不平等に分配されていれば 1 の値をとる。等価所得とは世帯人員を考慮して世帯所得を考えたものである。世帯基準で不平等度を考える場合、耐久消費財など（例えば乗用車や冷蔵庫）は共同消費が可能な財へのコストは世帯人員 1 人あたりでみれば、世帯人員が多くなると低下すると考えられる。このようなことを考慮するために世帯所得を世帯人員の二乗根で除した値を等価所得として所得分配状況を分析する方法がある。

1.31%となり、このことから不平等度が上がっていることがわかる。

消費税率が10%になった場合、所得制限270万円と超過減額率5%の消費税額控除をおこなうと、再分配係数がプラス0.40%となり、消費税増税によって税収が確保され、所得再分配効果が得られる結果がえられた<sup>61</sup>。所得制限が同様で、超過減額率が10%になれば税額控除適用範囲が狭まってしまうので、再分配係数はマイナス0.52%であり、税による再分配効果は得られない。

### 3.6 給付付き税額控除導入の課題

本節では給付付き税額控除が我が国に導入されるにあたっての課題を述べることにしよう。現在の所得格差が人口の高齢化と単身世帯の増加による要因や、非正規労働者の増大による要因が大きいのであれば、給付付き税額控除は社会保障の一環として位置付け、導入の際には現行の生活保護制度との整合性をとるべきである。

勤労促進効果はシングルマザーに対しては小さいと考えられる。我が国のシングルマザーの就業率は、阿部・大石(2005)が指摘しているように、先進国中でかなり高いからだ<sup>62</sup>。消費税の増税が議論されることを考慮すると、今後は消費税額控除が現実的である。本稿ではカナダの制度を参考にして我が国において現実的な制度設計をシミュレーションした。シミュレーションの結果から現実的な制度設計によっては消費税率を上げて増収を図り、かつ再分配効果が発揮できる可能性があることがわかった。消費税額控除を実施するにあたっては上昇させる税率と所得制限と超過減額率の設定が重要なカギとなるだろう。

## 4. むすび

本稿では、まずこれまでの所得格差と税制の再分配効果についての過去の研究をサーベイしたのちに、現政権において検討されている累進税率表の強化、給付付き税額控除の導入などの格差是正策の必要性について検証をおこなった。本稿で得られた結果は以下の通

---

<sup>61</sup>内閣府(2010)325ページによれば、ジニ係数は中間所得層の分配状況の変化を大きく受けるとされている。

<sup>62</sup>阿部・大石(2005)は、「日本の母子世帯の母親(20~59歳)の就労率は、1990年代を通じて85%前後を維持しており、イギリス(1990年、41%)、ドイツ(1992年、40%)、スウェーデン(1994年、70%)など先進諸国を大幅に上回っている」と述べている。(144ページ引用)

りである。

第一に、過去 20 年間の所得格差の推移を計測してみると、全体の不平等度は上昇傾向にあるが、これは相対的に不平等度が高い高齢者世帯の割合が増加していること要因であることがわかった。近年の所得格差の要因として人口の高齢化を挙げている既存研究は多い。既存研究の結果は、所得格差拡大のその他の要因として、核家族化、年齢階層内格差、営業所得者内格差、非正規労働者の増加を挙げている。

第二に、80 年代以降、我が国の所得税の税率表はフラット化傾向にあったが、所得税の再分配効果について既存研究は、構造的累進の見地からは、税率部分による再分配効果は小さく、累進度が低下している要因は所得控除部分が大きいとしている。分配累進の見地からは、所得階層別の再分配効果の低下、税制そのものの再分配効果が小さく、所得者別にみれば景気拡大にともなう分離課税対象所得比率の高まりによって再分配効果が低下していると既存研究は指摘している。

第三に、所得税の最高税率を現行から 50%に上昇させるという税制改革（ケースⅠ）と 80 代の抜本的税制改革以前の累進税率表に戻すという税制改革（ケースⅡ）をシミュレーションした。シミュレーションの結果から、ケースⅠは現行制度と比較して最高税率が適用される所得階級にしか影響がないので再分配係数については 0.002 ポイントの増加に留まることがわかった。ケースⅡでは所得階層中間層の税収シェアが増すことから再分配係数が現行と比較して 0.01 ポイント増加することがわかった。なお、増収規模はケースⅠが 0.83 兆円であり、ケースⅡが 7.21 兆円となる。

第四に、諸外国で導入が広がっており、最近の政府も導入を検討している給付付き税額控除について分析をおこなった。給付付き税額控除は、勤労意欲を阻害することなく所得再分配を行うようにする制度設計を目指している。すでに給付付き税額控除を導入しているアメリカとイギリスの実証研究をサーベイすることによって、この制度は労働供給に対して正の影響を与え、所得再分配効果を発揮していることがわかった。アメリカでは制度の複雑性から不正受給が多いことを考慮すると、我が国で給付付き税額控除を導入する際には、制度と所得捕捉の透明性が必要となるだろう。

第五に、本稿では、アメリカとカナダで実施されている給付付き税額控除を参考にして、日本で導入した場合をシミュレーション分析した。我が国では現政権が子ども手当を支給することを鑑み、アメリカ型の制度設計は単身者を対象とした制度とした。我が国でアメリカ型の給付付き税額控除を導入すると、給付に必要な額は約 1,000 億円という試算結果

を得ることができた。所得税の増税で対応するとなると、最高税率を現行の40%から45%に上昇させることだけで済むことがわかった。約1,000億円程度の所得税改革案は規模としては極めて小さい。家計負担や再分配効果は極めて小さいと予測される。

次にカナダ型の給付付き税額控除をシミュレーションした。カナダ型の給付付き税額控除の制度設計の目的は、消費税率を10%に上昇させることによって財源確保をし、その中で世帯収入が270万円を超えたところで減額率を5%あるいは10%を設定して逆進性緩和を図るというものである。シミュレーション結果によると、超過減額率5%の消費税額控除をおこなうと、再分配係数がプラス0.40%となり、消費税増税によって税収が確保され、所得再分配効果が得られることがわかった。一方、超過減額率が10%になれば、税額控除適用範囲が狭まってしまうので、再分配係数はマイナス0.52%であり、税による再分配効果は得られないことがわかった。

したがって、超過減額率を5%に設定した給付付き消費税額を導入し、消費税率を10%にまで引き上げることにより、格差是正と同時に、約8.4兆円の増収が得られるわけだ。ただし、給付付き税額控除制度を実施するには、いくつかのハードルが残されている。

まず、給付付き税額控除制度の導入にあたっては、給付対象に所得制限を設定するかどうかを決めなければならない。給付対象に所得制限を設定すれば、給付に必要な財源を圧縮できるのに加えて、高所得層に税額還付をおこなわないことにより、一層の再分配効果が期待できることになる。しかし、納税者番号制度が導入されていないわが国では、所得制限を設定することはあらたな不公平を生むことになる。現行税制のもとでは、株式等の譲渡所得、利子配当所得など金融所得に関しては分離課税が採用されており、これらの金融所得を含めた所得に関しては全く捕捉されていないのが現状だ。つまり、所得制限を設定した場合には、膨大な資産を持ち、これらの金融所得のみを保有している富裕層に対しては、消費税額が還付され、サラリーマンについては所得制限により消費税額の還付がおこなわれないという状況となるわけだ。これは、同じ経済状態の人に対しては、同じ税負担を求めべきだという水平的公平の原則にあきらかに反する。したがって、給付付き消費税額控除導入には、すくなくとも納税者番号制度の導入を含めた所得捕捉体制の強化が必要となる。

また、このような直接的な給付策は、多額の事務経費を発生させる。電子申告の促進など一層の納税環境の整備もあわせて、考えていく必要があるだろう。

## 【参考文献】

- 阿部彩（2006）「貧困の現状とその要因：1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編著『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』第5章所収,pp.111-137,東京大学出版会.
- 阿部彩・大石亜希子（2005）「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』第5章所収,pp.143-164,東京大学出版会.
- 岩本康志（2000）「ライフサイクルから見た不平等度」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』,第5章所収,pp.75-94,東京大学出版会.
- 呉善充（2009）「税制の再分配効果について」『千里山経済学』第42巻第1巻,pp.1-22.
- 太田清（2000）「国際比較から見た日本の所得格差」『日本労働研究雑誌』480号,pp.33-40.
- 太田清（2005）『フリーターの増加と労働所得格差の拡大』ESRI Discussion Paper Series No.140.
- 大竹文雄・斎藤誠（1999）「所得不平等化の背景とその政策的含意—年齢階層内効果,年齢階層間効果,人口高齢化効果—」『季刊社会保障研究』第35巻第1号,pp.65-76.
- 大竹文雄（2005）『日本の不平等』日本経済新聞社.
- 小塩隆士（2006）「所得格差の推移と再分配政策の効果」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』第1章所収,pp.11-38,東京大学出版会.
- 白波瀬佐和子（2006）「不平等化日本の中身—世帯とジェンダーに着目して」白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等—少子高齢化にひそむ格差』第2章所収,pp.47-78,東京大学出版会.
- 下野恵子・布施麻里香（1998）「課税最低限と給与所得税の累進度」『オイコノミカ』第34巻、第3・4号,pp.39-47.
- 白波瀬佐和子（2008）『日本の不平等を考える：少子高齢化社会の国際比較』東京大学出版会.
- 白石浩介・高山憲之・川島秀樹（2009）『日本版 EITC の暫定試算』一橋大学機関リポジトリ HERMES-IR,2009-03.
- 橘木俊詔・浦川邦夫（2006）「所得格差の拡大と貧困」『日本の貧困研究』第7章所収,pp.223-279,東京大学出版会.
- 橘木俊詔・八木匡（1994）「所得分配の現状と最近の推移」石川経夫編『日本の所得と富の分配』第1章所収,pp.23-58,東京大学出版会.

- 田近栄治・八塩裕之（2007）「格差拡大への税制の対応－還付可能な税額控除の活用－」『税経通信』第 62 巻第 5 号,pp.17-29.
- 内閣府（2009）『経済財政白書（平成 21 年度版）－危機の克服と持続的回復への展望－』.
- 中村悦広（2005）「給与所得税の再分配効果－税率構造要因と控除要因の累進度の計測－」『星陵大論集』第 37 巻,第 3 号,pp.99－113.
- 橋本恭之（2009）『消費税の逆進性と複数税率化』KISER Discussion Paper Series No.16.
- 橋本恭之・呉善充（2008）『税収の将来予測』RIETI Discussion Paper 08-J-033.
- 橋本恭之・大竹文雄・跡田直澄・齊藤慎・本間正明（1989）「税制改革のシミュレーション分析」本間正明・跡田直澄編（1989）『税制改革の実証分析』第 7 章所収,pp.167-199,東洋経済新報社.
- 八田達夫（2009）『ミクロ経済学Ⅱ－効率化と格差是正』東洋経済新報社.
- 林宏昭（1995）「所得税の垂直的公平－累進度の計測－」『租税政策の計量分析』第 1 章所収,pp.17-38,日本評論社.
- 林宜嗣（1997）「所得税制度と税収弾力性」『総合税制研究』N0.5, pp.194-210.
- 深江敬志・望月正光・野村容康（2007）「申告所得税における所得者別・所得階層別の再分配効果」日本財政学会編『財政研究－格差社会と財政－』第 3 巻,pp.123-141.
- 藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』中央経済社.
- 民主党（2009）『INDEX 2009』.
- 森信茂樹（2008a）「給付付き税額控除の 4 類型と日本型児童税額控除の提案」『国際税制研究』第 20 号,pp.24-34.
- 森信茂樹編（2008b）『給付付き税額控除－日本型児童税額控除の提言』中央経済社.
- 森信茂樹（2009）「先進国の標準税制としての給付付き税額控除」『税研』VOL.24,No.6,pp22-31.
- Brewer, Mike. (2007), “Welfare Reform in the UK: 1997-2007”, *The Institute for Fiscal Studies Working Paper*, No.20.
- Chetty, Raj and Saez, Emmanuel (2009), “Teaching the Tax Code: Earning Responses to an Experiment with EITC Recipients”, *NBER Working Paper* No.14836.
- Dilnot, Andrew. and Julian. McCrae(1999), “The Family Credit System and the Working Families’ Tax Credit in United Kingdom”, *The Institute for Fiscal Studies Briefing Notes*, No.3.
- Eissa, Nada. and Hilary W. Hoynes(2006), “Behavioral Responses to Taxes: Lesson from the EITC

- and Labor Supply” , *Tax Policy and the Economy (NBER)*, Volume 20, pp.74-110. The MIT Press.
- Eissa, Nada. and Hilary. Hoynes,. (2008), “*Redistribution and Tax Expenditures: The Earned Income Tax Credit*”, NBER book, March.
- Eissa, Nada and Jeffery B. Liebman(1996), “Labor Supply Response to the Earned Income Tax Credit”, *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.111,No.2, pp.605-637.
- Friedman, Milton(1962),*Capitalism and Freedom*, University Chicago Press.
- Hotz, V. Joseph, Mullin,Charles H., and John Karl Scholz (2005), “*Examining the Effect of the Earned Income Tax Credit on the Labor Market Participation of Families on Welfare*”, California Center for Population Research On-Line Working Paper Series, Dec.
- Jeffrey B. Liebman(1998), “The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution”, *NBER Tax Policy and the Economy*, Vol.12, pp.83-120, MIT Press.
- Musgrave R.A. and T. Thin(1948), “Income Tax Progression, 1929-48” *Journal of Political Economy*, Vol.55, pp.498-514.
- Mulherin, Ian. and Mario. Pisani(2008), “Working Tax Credit and Labour Supply”, *Treasury Economic Working Paper*,No.3.